

令和7年2月12日

各指定訪問介護事業所管理者様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算の取扱いについて（通知）

令和6年度報酬改定により、訪問介護事業所の同一建物減算について新たな区分が新設され、当該区分に該当する事業所は、12%減算されることとなりました。

つきましては、1に掲げる事業所は、2の書類を3の期限までに、4の指定権者に提出してください。

1 対象事業所

事業所の種類	内 容
12%減算に該当する事業所	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内建物等（※1）に居住する者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合（同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が50人以上（※2）の場合を除く）

※1 「同一敷地内建物等」：指定訪問介護事業所と同一の建物及び同一の敷地内並びに隣接する敷地にある建物をいう。

※2 1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た数とする。なお、この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

2 提出する書類

- (1) 別紙10「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」
- (2) 介護給付費に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）
- (3) 介護給付費算定に係る体制状況等一覧表（以下「体制状況等一覧表」という。）

「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）」の「該当」にチェックする。

※ (2)、(3)は、10%減算に該当する事業所が、12%減算に該当することとなった場合に提出する。

3 12%減算の判定期間等

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前 期	3月1日～8月31日 (4月1日～9月30日)	10月1日～3月31日 (11月1日～3月31日)	9月15日
後 期	9月1日～2月末日 (10月1日～2月末日)	4月1日～9月30日 (4月1日～9月30日)	3月15日

※ () は令和6年度

4 提出先・問合せ先

別紙「同一建物減算に係る計算書提出・問合せ先（指定権者）一覧」参照

5 その他

- (1) 別紙 10 により判定した割合が 90%以上である事業者のうち、90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合は、別紙 10 の 2 の④「90%以上である場合の理由」に、a～c に該当する項目を記入してください。
- (2) 90%以上でなかった場合、届出は不要です。ただし、別紙 10 については、事業所において 2 年間保存してください。

担当 介護事業者指導グループ

電話 (082) 513-3208 (ダイヤルイン)

(担当者 道面)